

香川県広域水道企業団組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第4号

香川県広域水道企業団組織規程等の一部を改正する規程

(香川県広域水道企業団組織規程の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団組織規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(課等の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>センター</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>東讃ブロック統括センター</td><td>略</td></tr><tr><td><u>小豆ブロック統括センター</u></td><td><u>総務課、工務課</u></td></tr><tr><td>広域送水管理センター</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>3・4 略</p> <p>(本部の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>例規の審査並びに立案等に関する指導及び助言並びに争訟に関する事務の調整</u>に関すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) <u>水道技術に関する企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(西讃ブロック統括センター等の所掌事務)</p>	センター	課	略		東讃ブロック統括センター	略	<u>小豆ブロック統括センター</u>	<u>総務課、工務課</u>	広域送水管理センター	略	<p>(課等の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げるブロック統括センター及び広域送水管理センター(以下「センター」という。)に、同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>センター</th><th>課</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>東讃ブロック統括センター</td><td>略</td></tr><tr><td>広域送水管理センター</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>3・4 略</p> <p>(本部の所掌事務)</p> <p>第3条 総務企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 例規及び争訟に関すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 計画課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(西讃ブロック統括センター等の所掌事務)</p>	センター	課	略		東讃ブロック統括センター	略	広域送水管理センター	略
センター	課																		
略																			
東讃ブロック統括センター	略																		
<u>小豆ブロック統括センター</u>	<u>総務課、工務課</u>																		
広域送水管理センター	略																		
センター	課																		
略																			
東讃ブロック統括センター	略																		
広域送水管理センター	略																		

第6条 西讃ブロック統括センター、東讃ブロック統括センター及び小豆ブロック統括センターの各課の所掌事務は、次のとおりとする。
略

(広域送水管理センターの所掌事務)

第7条 略

第8条 略

第6条 西讃ブロック統括センター及び東讃ブロック統括センターの各課の所掌事務は、次のとおりとする。
総務課

(1) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号、第2項第1号から第4号まで並びに第3項第1号に掲げる事務

(2) 当該ブロック統括センターの事務で工務課の所掌に属しないものに関すること。

工務課

(1) 第4条第1項第7号及び第8号、第2項第5号、第3項第2号から第6号まで、第4項各号並びに第5項各号に掲げる事務

(小豆ブロック統括センターの所掌事務)

第7条 小豆ブロック統括センターの所掌事務は、第4条に掲げる事務とする。

(広域送水管理センターの所掌事務)

第8条 略

第9条 略

(香川県広域水道企業団職員服務規程の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団職員服務規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不在の場合の事務処理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 課長等(職員の所属する課の長(広域送水管理センターにあってはその長、支所(坂出支所を除く。))にあっては支所の長)をいう。以下同じ。)は、前項の申出があった場合において必要と認めるときは、担当者を定めてこれを処理させなければならない。</p>	<p>(不在の場合の事務処理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 課長等(職員の所属する課の長(<u>小豆ブロック統括センター及び広域送水管理センター</u>にあってはその長、支所(坂出支所を除く。))にあっては支所の長)をいう。以下同じ。)は、前項の申出があった場合において必要と認めるときは、担当者を定めてこれを処理させなければならない。</p>

(香川県広域水道企業団職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団職員被服貸与規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(被服の貸与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により貸与する被服（以下「貸与被服」という。）の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、課長等（職員の所属する課の長（広域送水管理センターにあってはその長、支所（坂出支所を除く。）にあっては支所の長）をいう。以下同じ。）が業務の状況又は貸与被服の損耗の程度その他必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>(被服の貸与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により貸与する被服（以下「貸与被服」という。）の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、課長等（職員の所属する課の長（<u>小豆ブロック統括センター及び広域送水管理センター</u>にあってはその長、支所（坂出支所を除く。）にあっては支所の長）をいう。以下同じ。）が業務の状況又は貸与被服の損耗の程度その他必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。